

※この法令は廃止されています。
昭和二十六年通商産業省令第八十一号

工業統計調査規則

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基き、工業統計調査規則を次のよう
に制定する。

（省令の目的）

第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基
幹統計である経済構造統計を作成するための調
査のうち経済センサス活動調査規則（平成二十
三年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規
定するもの（以下「経済センサス活動調査」と
いう。）の実施中間年（経済センサス活動調査
を実施する年以外の年をいう。以下同じ。）に
おける経済構造統計を作成するための調査のう
ち工業の実態を明らかにする調査（以下「工業
調査」という。）の施行に関しては、この省令
の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、
工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、
経済センサス活動調査の実施中間年における經
済構造統計を作成することを目的とする。

（調査の範囲）

第三条 工業調査は、経済センサス活動調査の実
施中間年の毎年六月一日現在によつて行う。

（調査の期日）

第四条 工業調査は法第二条第九項に規定する統
計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類
E－製造業に属する事業所について行う。ただし
、次項に規定する調査困難地域内にある事業
所、国に属する事業所及び従業員三人以下の事
業所については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する「調査困難地域」と
は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に
発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う
原子力発電所の事故による災害をいう。以下同
じ。）の影響により工業調査の実施が困難な地
域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地
域をいう。

（調査の種類）

第五条 工業調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、前条に規定する事業所であつて、
従業者三十人以上のもの（製造、加工又は修理
を行つていな本社又は本店であるものを除
く。）について行う。

3 乙調査は、前条に規定する事業所であつて、
従業者二十九人以下のもの（製造、加工又は修
理を行つていない本社又は本店であるものを除
く。）について行う。

（調査事項）

第六条 甲調査は、次に掲げる事項について行
う。

（調査事項）

- | | |
|---|---|
| 一 事業所の名称及び所在地 | 一 事業所の名称及び所在地 |
| 二 本社又は本店の名称及び所在地 | 二 本社又は本店の名称及び所在地 |
| 三 他事業所（国内）の有無 | 三 他事業所（国内）の有無 |
| 四 経営組織 | 四 経営組織 |
| 五 資本金額又は出資金額 | 五 資本金額又は出資金額 |
| 六 従業者数 | 六 従業者数 |
| 七 現金給与総額 | 七 現金給与総額 |
| 八 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 | 八 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 |
| 九 原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産
費、製造等に関連する外注費並びに転売した
商品の仕入額 | 九 原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産
費、製造等に関連する外注費並びに転売した
商品の仕入額 |
| 十 有形固定資産 | 十 有形固定資産 |
| 十一 製造品在庫額、半製品及び仕掛品の価額
並びに原材料及び燃料の在庫額 | 十一 製造品在庫額、半製品及び仕掛品の価額
並びに原材料及び燃料の在庫額 |
| 十二 製造品の出荷額、在庫額等 | 十二 製造品の出荷額、在庫額等 |
| 十三 品目別製造品出荷額、加工貯収入額及び
その他収入額の合計金額 | 十三 品目別製造品出荷額、加工貯収入額及び
その他収入額の合計金額 |
| 十四 製造品出荷額等に占める直接輸出額の
割合 | 十四 製造品出荷額等に占める直接輸出額の
割合 |
| 十五 主要原材料名 | 十五 主要原材料名 |
| 十六 作業工程 | 十六 作業工程 |
| 十七 工業用地及び工業用水 | 十七 工業用地及び工業用水 |
| 十八 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 | 十八 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 |
| 十九 原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産
費、製造等に関連する外注費並びに転売した
商品の仕入額の合計金額 | 十九 原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産
費、製造等に関連する外注費並びに転売した
商品の仕入額の合計金額 |
| 二十 製造品出荷額等 | 二十 製造品出荷額等 |
| 二十一 割合 | 二十一 割合 |
| 二十二 製造品出荷額等に占める直接輸出額の
割合 | 二十二 製造品出荷額等に占める直接輸出額の
割合 |
| 二十三 主要原材料名及び簡単な作業工程 | 二十三 主要原材料名及び簡単な作業工程 |

（調査票の様式）

第七条 甲調査及び乙調査は、それぞれ総務大臣
及び経済産業大臣が定める様式による工業調査
票甲及び乙（以下「調査票」と総称する。）に
よつて行う。

総務大臣及び経済産業大臣は、前項の様式を
定めたときは告示する。

（報告義務）

- | | |
|--|---|
| 一 報告義務者 | 一 報告義務者 |
| 2 前項の規定にかかわらず、報告義務者又は本
社一括調査企業の報告義務者は、情報通信技術
分に従い、調査票に掲げる事項について報告し
なければならない。ただし、二以上の事業所を
有する個人又は法人その他の団体のうち総務大
臣及び経済産業大臣が指定した企業（以下「本
社一括調査企業」という。）に属する事業所に
あつては、本社一括調査企業を代表する者（以
下「本社一括調査企業の報告義務者」という。）
が一括して報告しなければならない。 | 2 前項の規定にかかわらず、報告義務者又は本
社一括調査企業の報告義務者は、情報通信技術
を活用した行政の推進等に関する法律（平成十
四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に
より同項に規定する電子情報処理組織を使用す
る方法により調査票を提出することができる。
（準備調査） |
| 3 前項の方法により調査票を提出する報告義務
者又は本社一括調査企業の報告義務者は、総務
大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、
総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算
機（入出力装置を含む。以下この項において同
じ。）に備えられたファイルに、調査事項情報
を当該手続をする者の使用に係る電子計算機か
ら入力する方法により、報告しなければならな
い。 | 3 前項の方法により調査票を提出する報告義務
者又は本社一括調査企業の報告義務者は、総務
大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、
総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算
機（入出力装置を含む。以下この項において同
じ。）に備えられたファイルに、調査事項情報
を当該手続をする者の使用に係る電子計算機か
ら入力する方法により、報告しなければならな
い。 |
| 4 告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記
名して、総務大臣及び経済産業大臣が定める日
までに総務大臣及び経済産業大臣に提出しなけ
ればならない。 | 4 告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記
名して、総務大臣及び経済産業大臣が定める日
までに総務大臣及び経済産業大臣に提出しなけ
ればならない。 |
| 5 報告義務者は、調査票の配布を受けなかつたとき
は、総務大臣及び経済産業大臣に報告義務者又は指定地
域内にある事業所の報告義務者に配布する調査
票によつて行う。 | 5 報告義務者は、調査票の配布を受けなかつたとき
は、総務大臣及び経済産業大臣に報告義務者又は指定地
域内にある事業所の報告義務者に配布する調査
票によつて行う。 |

大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て配布
を受けなければならない。

（調査票の提出）

- | | |
|--|--|
| 一 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記
名して、総務大臣及び経済産業大臣が定める日
までに総務大臣及び経済産業大臣に提出しなけ
ればならない。 | 一 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記
名して、総務大臣及び経済産業大臣が定める日
までに総務大臣及び経済産業大臣に提出しなけ
ればならない。 |
| 2 報告義務者は、本社一括調査企業の報告義務者
者が調査票の配布を受けなかつたときは、総務
大臣がそれぞれ本社一括調査企業の報告義務
者が調査票の配布を受けなかつたときは、総務
大臣及び経済産業大臣は、第十三条に規定す
る道府県知事は、直ちに、その旨を総務大臣及び
経済産業大臣に報告しなければならない。 | 2 報告義務者は、本社一括調査企業の報告義務者
者が調査票の配布を受けなかつたときは、総務
大臣がそれぞれ本社一括調査企業の報告義務
者が調査票の配布を受けなかつたときは、総務
大臣及び経済産業大臣は、第十三条に規定す
る道府県知事は、直ちに、その旨を総務大臣及び
経済産業大臣に報告しなければならない。 |

る期限を、第一項の報告を行つた市町村の地域に限り、別に定めることができる。

総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により第十三条に規定する期限を別に定めたときは、その旨を告示する。

第十五条及び第十六条 削除

(統計調査員)

工業調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者(次の各号に掲げる者を除く。以下「工業調査指導員」という。)及び第四項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者(次の各号に掲げる者を除く。以下「工業調査員」という。)とする。

一 国税徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号) 第二条第十一号に規定する徵收職員又は地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第三号に規定する徵稅吏員

二 警察法(昭和二十九年法律第二百六十二号) 第三十四条第一項に規定する警察官又は同法第五十五条第一項に規定する警察官

三 工業調査員は、市町村長から指定された調査区(以下「担当調査区」という。)を担当する。

4 工業調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び工業調査指導員の指導を受けて、担当調査区内にある事業所(指定地域内にある事業所、本社一括調査企業に属する事業所及び国直送調查事業所を除く。)に係る調査票の配布及び準備調査名簿の作成その他これらに附帯する事務を行う。

第五十八条 削除
(集計及び公表)

総務大臣及び経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

2 都道府県知事は、総務大臣及び経済産業大臣による調査票の審査を補助しなければならない。

(調査票等の保存期間)
第二十一条 市町村長及び都道府県知事の保存する準備調査名簿の写しの保存期間は二年とし、この省令は、公布的日から施行する。

経済産業大臣の保存する準備調査名簿の保存期間は一年とし、経済産業大臣の保存する調査票の保存期間は二年とする。

經濟産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の内容を記録した電磁的記録は永年保存とする。

附 則 抄

この省令は、公布の日から施行する。

昭和二十五年工業センサス規則(昭和二十五年通商産業省令第九十九号)以下「旧規則」という。は、廃止する。

平成二十一年の乙調査は、第五条第三項に規定する事業所のうち、従業者四人以上のものについてのみ行う。

附 則(昭和二七年一二月二六日通商産業省令第九八号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一〇月二十五日通商産業省令第五八号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月一八日通商産業省令第一一九号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月一九日通商産業省令第一〇〇号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月二七日通商産業省令第一〇一号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月二九日通商産業省令第一〇二号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月二九日通商産業省令第一〇三号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月二九日通商産業省令第一〇四号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月二九日通商産業省令第一〇五号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月二九日通商産業省令第一〇六号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月二九日通商産業省令第一〇七号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月二九日通商産業省令第一〇八号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月二九日通商産業省令第一〇九号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和二九年一二月二九日通商産業省令第一一〇号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和四四年一二月五日通商産業省令第一〇七号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和四六年五月一九日通商産業省令第一〇〇号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和四六年一〇月一八日通商産業省令第一〇四号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和四六年一〇月二七日通商産業省令第一〇八号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和四四年九月四日通商産業省令第五九号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和五三年一二月一五日通商産業省令第六八号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和五五年九月一一日通商産業省令第三二号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和五五年九月一九日通商産業省令第六八号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和五五年九月一九日通商産業省令第二六号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和五五年九月一九日通商産業省令第二六号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和五六年一月九日通商産業省令第七八号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和五六年一月九日通商産業省令第二六号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和六二年一二月二五日通商産業省令第八六号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和元年一二月二七日通商産業省令第五八号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和元年一二月二九日通商産業省令第一〇四号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和元年一二月二九日通商産業省令第一〇六号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和元年一二月二九日通商産業省令第一〇八号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和元年一二月二九日通商産業省令第一〇九号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

附 則(昭和元年一二月二九日通商産業省令第一一〇号)抄

この省令は、公布的日から施行する。

		附 則 （平成一三年九月二七日経済産業省令第一九七号）	（施行期日）
		この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)
		附 則 （平成一四年一〇月二三日経済産業省令第一一〇号）	第二条 この省令による改正前の第三条に規定する平成三十年六月一日現在により行つてある調査については、なお従前の例による。
		この省令は、公布の日から施行する。	附 則 （令和元年一二月一三日総務省・経済産業省令第四号）
		この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	2	附 則 （平成一八年一二月二〇日経済産業省令第一〇〇号）	第一条 この省令は、この省令は、公布の日から施行する。
		この省令は、公布の日から施行する。	（関連する統計調査の調査票の内容を記録した電磁的記録の保存等）
		附 則 （平成一九年一一月一八日経済産業省令第一五号）抄	第二条 経済産業大臣は、第十三条第一項の規定による調査票の審査に利用させることを目的として、経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第十八条の規定により保存されている電磁的記録のうち平成二十四年二月一日現在によつて行つた同規則第一条に規定する経済センサス活動調査の調査票の内容を記録したもの複写し、並びに当該複写した電磁的記録を都道府県知事に送付し、保存存及び使用させるものとする。
		（施行期日）	（施行期日）
		第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。	第一条 この省令は、この省令は、公布の日から施行する。 (工業統計調査規則の廃止)
		附 則 （平成二〇年一二月一八日経済産業省令第八五号）	第二条 工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）は、廃止する。
		（経過措置）	（施行期日）
		この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、この省令は、公布の日から施行する。 (工業統計調査規則の廃止)
		附 則 （平成二一年三月一八日経済産業省令第一五号）	第二条 工業統計調査規則（昭和二五年通商産業省令第五十七号）は、廃止する。
		（施行期日）	（施行期日）
		第一条 この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、この省令は、公布の日から施行する。 (工業統計調査規則の廃止)
		附 則 （平成二二年一〇月三日経済産業省令第九七号）	第二条 工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）は、廃止する。
		（施行期日）	（施行期日）
		第一条 この省令は、公布の日から施行する。（関連する統計調査の調査票の内容を記録した電磁的記録の保存等）	第一条 この省令は、この省令は、公布の日から施行する。 (総務省・経済産業省令第一号)第十八条の規定により保存されている電磁的記録のうち平成二十八年六月一日現在によつて行つた同規則第一条に規定する経済センサス活動調査の調査票の内容を記録した電磁的記録の保存期間は、なお従前
		附 則 （平成二二年一月二七日経済産業省令第六四号）	するものとする。
		（施行期日）	の例による。
		この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
		附 則 （平成二二年一〇月二〇日経済産業省令第五二号）	第一条 この省令は、この省令は、公布の日から施行する。 (総務省・経済産業省令第一号)第十八条の規定により保存されている電磁的記録のうち平成二十八年六月一日現在によつて行つた同規則第一条に規定する経済センサス活動調査の調査票の内容を記録した電磁的記録を都道府県知事に送付し、保存及び使用させるものとする。
		（施行期日）	（施行期日）
		この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、この省令は、公布の日から施行する。 (総務省・経済産業省令第一号)第十八条の規定により保存されている電磁的記録のうち平成二十八年六月一日現在によつて行つた同規則第一条に規定する経済センサス活動調査の調査票の内容を記録した電磁的記録を都道府県知事に送付され
		附 則 （平成二三年一〇月一二日経済産業省令第五四号）	た電磁的記録を平成三十一年三月三十一日まで保有するものとする。
		（施行期日）	（施行期日）
		この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、この省令は、公布の日から施行する。 (総務省・経済産業省令第一号)第十八条の規定により保存されている電磁的記録のうち平成二十八年六月一日現在によつて行つた同規則第一条に規定する経済センサス活動調査の調査票の内容を記録した電磁的記録を都道府県知事に送付され
		附 則 （平成二三年一〇月一二日経済産業省令第五四号）	た電磁的記録を平成三十一年三月三十一日まで保有するものとする。